

平成 25 年度総合計画進行管理部会について

復興・総合計画課

1 部会設置の趣旨

福島県総合計画「ふくしま新生プラン」の進行管理を確実に行うことにより、その着実な推進を図る必要がある。

そのため、総合計画審議会に部会を設置し、第 3 章「政策分野別の主要施策」に掲げる主要施策の取組の進捗状況、並びに第 5 章「計画の推進のために」に掲げる 13 の重点プロジェクトの取組状況について集中的な審議を行い、その結果を全体の審議会に活用することで、機動的・効果的に第三者評価を実施するものである。

2 部会の名称

「総合計画進行管理部会」とする（以下「部会」という。）。

3 部会委員の人数

部会委員は 10 名程度とする。

部会委員は、施策の取組状況の評価に関して専門的な審議を行う必要があることから、審議会委員の他に外部の専門家や有識者を特別委員として任命することとし、特別委員の数は部会委員総数の半数以下とする。

4 部会委員の任期及び指名**(1) 審議会委員**

任期は次回の改選の時までとし、委員の改選があった場合には、改めて会長による部会委員の指名及び部会長の互選を行うものとする。

(2) 特別委員

任期は総合計画審議会が当該年度の進行管理結果に関する意見具申を行う時までとし、毎年度、改めて知事が特別委員を任命し、会長が部会委員の指名を行うものとする。

5 部会報告の取り扱い

部会は、施策の取組状況の評価について審議した結果を審議会に報告し、審議会はこの報告を踏まえて審議を行うものとする。

6 平成25年度の部会委員の構成

平成25年度の部会委員は10名とし、8名は審議会委員から2名は特別委員から選任するものとする。

7 その他（部会に関する規定）

福島県総合計画審議会条例

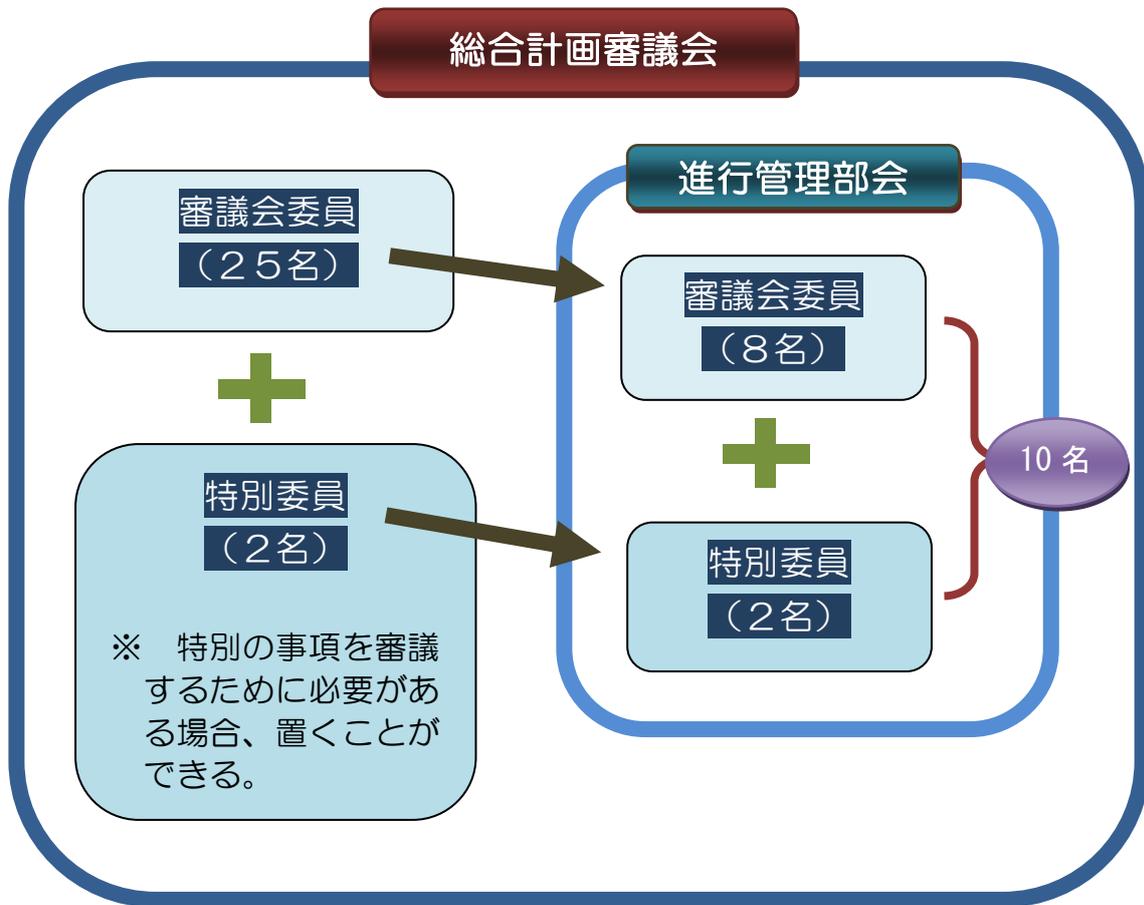
第6条 審議会はその定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

平成25年度の進行管理部会の構成



※ 平成25年度の部会委員は10名とし、8名は審議会委員から選任し、2名は特別委員から選任する